

【介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税)】R6.6月改訂版

サービス内容	10割の金額	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)	単位	サービス提供時間	基本単位
予防訪問看護Ⅰ-1・時間内	3,369円	337円	674円	1,011円	303	1回につき 20分未満	303単位
予防訪問看護Ⅰ-2・時間内	5,015	502円	1,003円	1,505円	451	1回につき 30分未満	451単位
予防訪問看護Ⅰ-3・時間内	8,829円	883円	1,766円	2,649円	794	1回につき 30分以上1時間未満	794単位
予防訪問看護Ⅰ-4・時間内	12,120	1,212円	2,424円	3,636円	1,090	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1090単位
予防訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	3,158円	316円	632円	948円	284	※リハビリ 20分	284単位
予防訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	6,316	632円	1,264円	1,895円	568	リハビリ 40分 284単位×2	
予防訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST) ※12月後	6,204円	621円	1,241円	1,862円	558	リハビリ 40分 279単位×2	279単位
予防訪問看護Ⅰ-5・2超(PT・OT・ST)	4,737	474円	948円	1,422円	426	リハビリ 60分 142単位×3	142単位
予防訪問看護Ⅰ-5・2超(PT・OT・ST) ※12月後	4,570円	457円	914円	1,371円	411	リハビリ 60分 137単位×3	137単位
予防特別管理加算Ⅰ(1ヶ月に1回)	5,560	556円	1,112円	1,668円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
予防特別管理加算Ⅱ(1ヶ月に1回)	2,780円	278円	556円	834円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。	
予防複数名訪問看護加算(30分未満)	2,824	283円	565円	848円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	402
(30分以上)	4,470円	447円	894円	1,341円	402		
予防複数名訪問看護加算(30分未満)	2,235	224円	447円	671円	201	1回につき看護師等と看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	317
(30分以上)	3,525円	353円	705円	1,058円	317		
予防長時間訪問看護加算	3,336	334円	668円	1,001円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	
予防初回加算(Ⅰ)	3,892	390円	779円	1,168円	350	新規に訪問看護を提供した場合(退院日)	
予防初回加算(Ⅱ)	3,336円	334円	668円	1,001円	300	新規に訪問看護を提供した場合(退院2日目以降)	
予防退院時共同指導加算	6,672	668円	1,335円	2,002円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	
* 予防緊急時訪問看護加算	6,382円	639円	1,277円	1,915円	574	1か月につき1回算定。	

*PT…理学療法士、OT…作業療法士 リハビリは上限は週120分迄。

*緊急時訪問看護加算1、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にある。

ステーションが算定することができます。

※夜間・早朝 25%増し 深夜 50%増し

※予防緊急時訪問看護加算・予防特別管理加算Ⅰ・Ⅱは区分支給限度基準額の算定対象外。

《利用負担額の計算方法》

介護保険によるサービス利用料 $\text{＝単位数} \times 11.12 \text{ (2級地単価)} \cdots A$
 $A - (A \times 90\% \text{ or } 80\%) = \text{利用者負担額}$

*小数点以下は切り捨てさせていただきます。

*准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

要支援

【運営基準に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。 自動車を使用した場合の交通費は通常の事業実施地域を越えてから片道概ね1km以上につき100円を徴収致します。

【介護保険対象外のサービス実施のご利用料(税込み)】

算定項目	サービス内容
在宅以外での訪問看護	1時間まで実費9,000円。 2時間目以降は要相談。
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで20,000円。
その他オプション	ご相談に応じます。

キャンセル料

*サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。

但し、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

連絡 TEL 045-370-8996

*夜間・早朝

午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

*深夜

午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されます。

【介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税)】R6.6月改訂版

サービス内容	10割の金額	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)	単位	サービス提供時間	基本単位
訪問看護Ⅰ-1・時間内	3,491円	350円	699円	1,048円	314	1回につき 20分未満	314単位
訪問看護Ⅰ-2・時間内	5,237円	524円	1,048円	1,572円	471	1回につき 30分未満	471単位
訪問看護Ⅰ-3・時間内	9,151円	916円	1,831円	2,746円	823	1回につき 30分以上1時間未満	823単位
訪問看護Ⅰ-4・時間内	12,543円	1,255円	2,509円	3,763円	1,128	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1128単位
訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	3,269円	327円	654円	981円	294	※リハビリ 20分	294単位
訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	6,538円	654円	1,308円	1,962円	588	リハビリ 40分 294単位×2	
訪問看護Ⅰ-5・2超(PT・OT・ST)	8,840円	884円	1,768円	2,652円	795	リハビリ 60分 265単位×3	
特別管理加算Ⅰ(1ヶ月に1回)	5,560円	556円	1,112円	1,668円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
特別管理加算Ⅱ(1ヶ月に1回)	2,780円	278円	556円	834円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。	
複数名訪問看護加算(30分未満)	2,824円	283円	565円	848円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
(30分以上)	4,470円	447円	894円	1,341円	402		
複数名訪問看護加算(30分未満)	2,235円	224円	447円	671円	201	1回につき看護師等と看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
(30分以上)	3,525円	353円	705円	1,058円	317		
長時間訪問看護加算	3,336円	334円	668円	1,001円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	
初回加算(Ⅰ)	3,892円	390円	779円	1,168円	350	新規に訪問看護を提供した場合(退院初日)	
初回加算(Ⅱ)	3,336円	334円	668円	1,001円	300	新規に訪問看護を提供した場合(退院2日目以降)	
退院時共同指導加算	3,336円	334円	668円	1,001円	300	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	
*緊急時訪問看護加算	6,382円	639円	1,277円	1,915円	574	1か月につき1回算定。	
*ターミナルケア加算	27,800円	2,780円	5,560円	8,340円	2,500	死亡月につき1回算定。	
定期巡回随時対応訪問介護看護	32,926円	3,293円	6,586円	9,878円	2,961	要介護1～4の方が該当。1ヶ月あたりの金額	
	41,822円	4,183円	8,365円	12,547円	3,761	要介護5の方のみ該当。1ヶ月あたりの金額	

*PT…理学療法士、OT…作業療法士 ST…言語聴覚療法士 リハビリは上限は週120分迄。

*介護予防訪問看護の利用料も同様の金額になります。

*緊急時訪問看護加算1、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にある。

ステーションが算定することができます。

※夜間・早朝 25%増し 深夜 50%増し

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱは区分支給限度基準額の算定対象外。

要介護

【運営基準に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。 自動車を使用した場合の交通費は通常の事業実施地域を越えてから片道概ね1km以上につき100円を徴収致します。

【介護保険対象外のサービス実施のご利用料(税込み)】

算定項目	サービス内容
在宅以外での訪問看護	1時間まで実費9,000円。 2時間目以降は要相談。
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで20,000円。
その他オプション	ご相談に応じます。

キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者負担相当額 *サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。 但し、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。 連絡 TEL 045-370-8996
--------	--

＜利用料負担額の計算方法＞

介護保険によるサービス利用料	= 単位数 × 11.12 (2級地単価) ……A	*夜間・早朝	午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。
	A - (A × 90%or80%) = 利用者負担額	*深夜	午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されます。
*小数点以下は切り捨てさせていただきます。			
*准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数 × 90%になります。			

【 医療保険対応 訪問看護利用料金 (非課税) 】

☆基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。健康保険証・老人医療証・健康手帳をご提示ください。利用料については次のように区分されます。

訪問回数/負担割合	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
1日目	1,300円	2,600円	3,900円
2日目以降	860円	1,710円	2,570円
4日目以降(リハビリ除く)	960円	1,910円	2,870円
同日2回目(同一建物内1・2人)	450円	900円	1,350円
同日3回目(同一建物内1・2人)	800円	1,600円	2,400円

※合計金額に10円未満の端数がある場合は四捨五入となります。

※管理療養費は込みの金額となります。

※週の利用回数が4回以上となった場合は、1日増える毎に別途、次の通り加算させていただきます。(回数は月一から数えます)

1割負担の方+100円・2割負担の方+200円・3割負担の方+300円

☆下記について1ヶ月につき、次の料金をご請求いたします

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
情報提供療養費	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	640円	1,280円	1,920円
特別管理加算(Ⅱ)	250円	500円	750円
特別管理加算(Ⅰ)	500円	1,000円	1,500円

☆下記について該当する場合、その都度料金をご請求します。

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
退院時共同指導加算	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	200円	400円	600円
退院時支援指導加算	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	300円	600円	900円
在宅患者緊急時専任ケア加算	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算	270円	530円	800円
早朝・夜間訪問加算(8-18・18-22)	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22-5)	420円	840円	1,260円
乳幼児加算(3歳未満)	150円	300円	450円
幼児加算(3歳以上6歳未満)	50円	100円	150円
複数名訪問看護加算	450円	900円	1,350円
複数名訪問看護加算(看護)	380円	760円	1,140円
複数名訪問看護加算(看護補助者)	300円	600円	900円
※ターミナルケア療養費	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護医療DX情報活用加算	5円	10円	15円

【 医療保険対象外の自費ご利用料金 (税込) 】

サービス内容			料金
交通費	24時間 365日間わず	弊社既定のエリア内	訪問毎に300円
		弊社既定のエリア外	実施地域を越えてから 1km毎に100円
休日割増	土・日曜日、祝祭日を希望される場合		訪問毎に2000円
延長料金	90分を超えたサービスの 提供となる場合		30分延長毎に4,000円
死後の処置	亡くなられた後のお済み料と処置材料費		20,000円
キャンセル料	前日までに連絡をいただいた場合		無料
	当日までに連絡がなかった場合		利用者負担相当額
但し、利用者様の様態の急変など、緊急をやむを得ない事情がある場合を除く。			

※サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いします。

連絡先: わんぼに一訪問看護 045-370-8996

(月～金曜日の午前9時00分～午後6時00分)

基本利用料 と 月料金 と 該当するもの と 保険適用外



月々のご利用料金となります